

発議第 9 号

高等教育の学費軽減および奨学金返済の負担軽減の対策を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 5 日提出

提出者	松伏町議会議員	吉 田 俊 一
賛成者	松伏町議会議員	長谷川 真 也
賛成者	松伏町議会議員	鈴 木 勉

松伏町議会議長 田 口 義 博 様

高等教育の学費軽減および奨学金返済の負担軽減の対策を求める意見書

大学の初年度納入金（2023年度）は国立大学で81万7800円、私立大学では平均136万5000円にも及んでいます。学生や保護者の負担能力を超えた高い学費は、アルバイトに追われる学生生活をもたらしており、学生にとっても、大学にとっても、卒業生を受け入れる企業や社会にとっても、解決が強く求められる課題です。

また、多くの学生が使っている奨学金は、貸与制が中心（半分が有利子）のため、学生の3人に1人が平均300万円の借金を背負って社会に出ています。その総額は10兆円近くにもなります。若い世代にとって奨学金返還の経済的負担は大変に重く、結婚や育児といった生活設計に悪影響を与えています。一方、日本の高等教育への公的財政支出（GDP比）は、OECD加盟国平均の半分以下と最低レベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっています。

わが国も批准している国際人権A規約（社会権規約）は、13条1項において教育についてのすべての者の権利を認める、としています。そして、同条2項は、教育についての権利の完全な実現を達成するために、（a）初等教育は無償、（b）中等教育に無償教育の漸進的導入を定めているほか、（c）高等教育に無償教育の漸進的導入、（e）適当な「（給付制）奨学金」制度を設立することと定めています。

高等教育の学費軽減および奨学金返済の負担軽減は世界標準の教育政策であります。よって、次の対策をとるよう強く求めます。

- 一、国の助成を増やし、高等教育（大学、短期大学、専門学校）の学費を半額に引き下げること。
- 一、日本特有の制度であり、実際に入学しなくても返還されない入学金を廃止すること。
- 一、給付型奨学金を中心とした奨学金制度に改善するとともに、支給対象と支給額の拡大をはかること。
- 一、独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還を、半分程度に減額できるように、国が財政支援を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月25日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 額賀 福志郎
参議院議長 尾辻 秀久
内閣総理大臣 岸田 文雄
財務大臣 鈴木 俊一
文部科学大臣 盛山 正仁